

第1回 霧島市男女共同参画審議会

日 時：平成 28 年 8 月 4 日（木）

午後 1 時 30 分～

場 所：国分公民館 3 階 大会議室

<会次第>

1 開会

2 委嘱状の交付

3 部長あいさつ

4 委員及び事務局紹介

5 会長及び副会長選出

【参考 霧島市男女共同参画推進条例 抜粋】

第24条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

第25条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 説明事項

- (1) 「霧島市男女共同参画推進条例」の概要について
- (2) 「霧島市男女共同参画審議会」の概要及び同審議会の運営について
- (3) 「霧島市男女共同参画計画（後期計画）」の概要について
- (4) その他

7 その他

8 閉会

霧島市男女共同参画審議会委員名簿

区分	氏名 <small>し めい</small> 氏 名	性別	備 考
事業者 (2人)	やまぐち つよし ★ 山口 剛	男	霧島商工会議所 専務理事
	たけした こうじ 竹下 幸治	男	あいら農業協同組合 総合企画部 部長
教育 (2人)	かごた まさき 籠田 正樹	男	霧島市PTA連絡協議会 監事
	まつもと みわ ★ 松元 美和	女	霧島市教頭会 (国分小学校教頭)
地域 (2人)	やました みつひさ 山下 光久	男	霧島市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
	ありむら まさしげ ★ 有村 雅重	男	霧島市自治公民館連絡協議会 理事
人権 (1人)	いのうえ かちこ ★ 井上 嘉知子	女	霧島市人権擁護委員
子育て (1人)	かみむら ゆきこ 上村 由紀子	女	霧島市保育協議会 会長
学識経験者 (2人)	ひだか かずこ ★ 日高 嘉子	女	元鹿児島県女性政策室長
	かわはら あきこ ★ 河原 晶子	女	元志學館大学法学部教授
公募 (2人)	ちからいし ひさみ ★ 力石 久美	女	
	みやはら あきのぶ ★ 宮原 明信	男	
合 計		委員12人 (内訳：男性6人・女性6人) 男女比 50%：50%	

* ★は、審議会委員経験者 (12人中8人が経験者)

霧島市男女共同参画推進条例の概要について

1 条例制定の経緯

- ① 平成 20 年 3 月に策定した「霧島市男女共同参画計画」において、「平成 21 年度末までに、男女共同参画条例の制定について検討する。」と明記。
- ② 市民等で構成する「霧島市男女共同参画推進懇話会」及び庁内で組織する「霧島市男女共同参画推進連絡会議」において、条例制定の必要性等について協議した結果、平成 23 年度末までに条例制定を目指すことに決定。
- ③ 平成 22 年 5 月に、市長が、同懇話会に対し、「条例に盛り込むべき事項」について検討を依頼。
- ④ 同懇話会において 12 回にわたり会議を重ね、平成 23 年 10 月 3 日に、市長に対し『提言書「(仮称)霧島市男女共同参画推進条例に盛り込むべき事項について」』を提出する。
- ⑤ 提言書を最大限尊重し、同推進連絡会議において、条例(素案)を作成する。
なお、素案の作成過程においては、同懇話会及び県担当課の意見を複数回聴取するとともに、1 か月間のパブリックコメントを実施。
- ⑥ 平成 24 年第 1 回市議会定例会における議決を経て、平成 24 年 4 月 1 日に条例施行。

2 条例制定の意義(前文より)

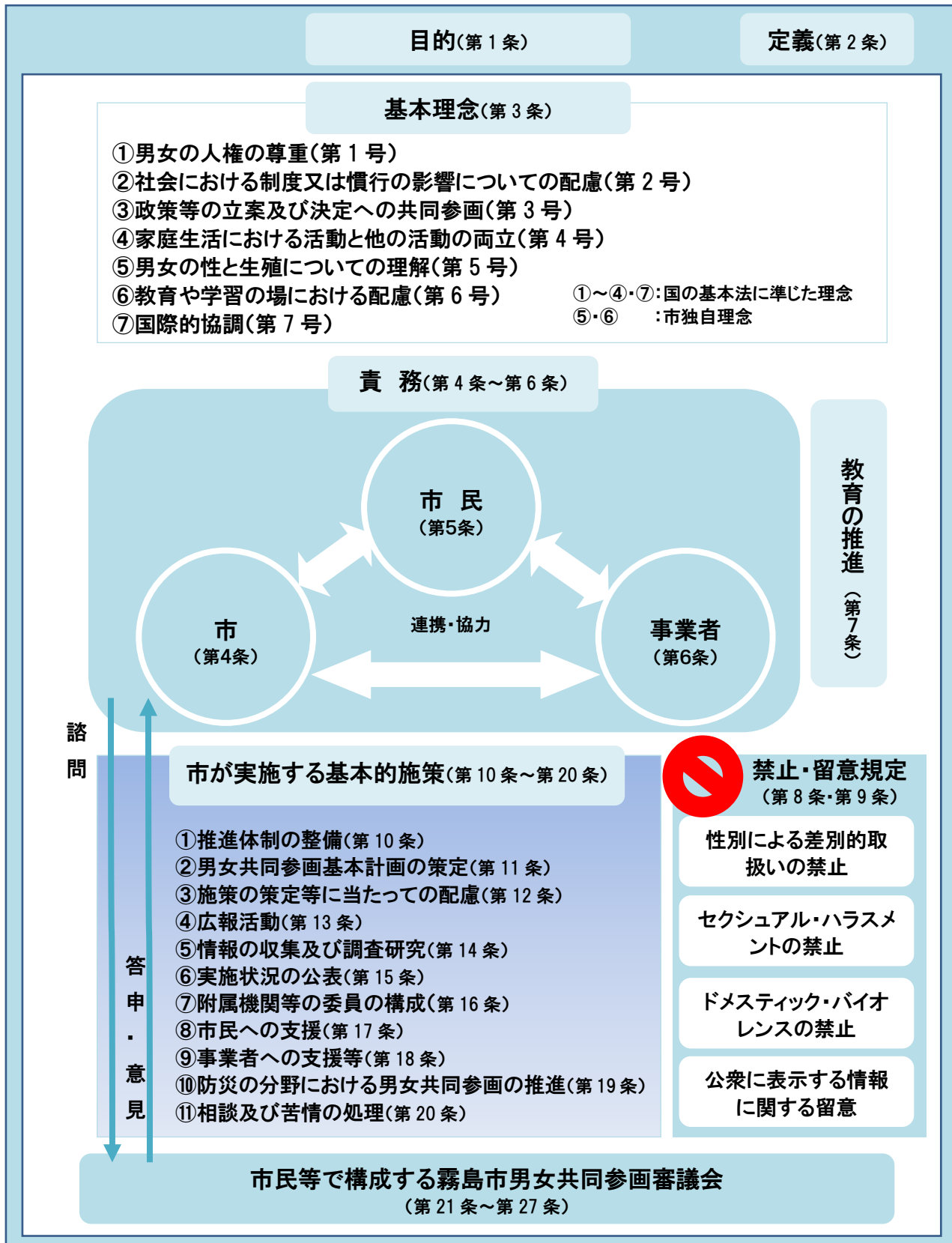
我が国は、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等が保障され、男女平等の実現に向けて、国際的な連携のもと、法令の整備をはじめとする取組が行われてきた。わたしたちのまち霧島市においても、これまで、国、県等の動向を踏まえつつ、平成 20 年 3 月に「霧島市男女共同参画計画」を、平成 22 年 3 月には、県内の市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組を積極的に展開してきた。

しかしながら、今なお、女性に対する暴力、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣行などが依然として存在し、個人が自立した人間として発達する可能性が性別により制約されており、真の男女平等の達成のためには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、霧島市が将来にわたり豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女がお互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画をより一層推進していく必要がある。

わたしたちは、ここに、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、その取組を、市、市民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

男女がお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく
その個性と能力を十分に発揮できる霧島市(前文)



「霧島市男女共同参画審議会」の概要及び同審議会の運営について

1 霧島市男女共同参画審議会の概要

① 霧島市男女共同参画審議会の主な役割

ア 「霧島市男女共同参画計画」を策定又は変更するときに、意見を述べること

条例第 11 条

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、霧島市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。

イ 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、必要に応じて意見を述べること。

条例第 21 条

第11条第2項に規定する事項を行うほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、霧島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

ウ 基本計画の進捗状況に対して意見を述べること

○霧島市男女共同参画計画 P58 抜粋

計画の推進にあたっては、本計画の施策・事業の進捗状況を把握するために毎年度、進捗状況調査を実施し、「霧島市男女共同参画審議会」へ報告し提言を求め、進行管理を行います。

○条例第 15 条

市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を検証し、その結果を公表するものとする。

② 委嘱期間

平成28年8月4日～平成30年8月3日（2年間）

③ 会議の開催回数

年3回程度（平日の昼間に開催）

④ 議事及び定足数（条例第 25 条）

- ・会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。
- ・会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 審議会の運営に関する必要な事項について（条例第 27 条関係）

■会議録の作成及び公開について

- ・会議録は会議の要点記録とし、原則として、発言者の氏名を記載しない。
- ・会議録は、原則として、市ホームページにて公開するものとする。

■会議の傍聴について

会議の傍聴希望があった場合には、会長が会議に諮って傍聴の可否を決定する。

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3-2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
 - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想される時。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

「霧島市男女共同参画計画(後期計画)の概要

1 計画の名称

平成20年度に策定した「霧島市男女共同参画計画」(計画期間：平成20年度～29年度。次頁以降「現行計画」という。)の中間見直しであり、平成25年3月に策定した「第一次霧島市総合計画後期基本計画」の名称との整合性を図る観点から、「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」としました。

2 計画策定の趣旨

本市においては、平成20年3月に、平成20年度から29年度の10年間を計画期間とした「霧島市男女共同参画計画」を策定し、また、平成22年3月に、県内の市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

さらに、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「霧島市男女共同参画推進条例」を平成24年4月1日に施行する等、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を積極的に展開してきました。

これまでの取組により、男女共同参画に関する推進体制は整備されつつありますが、政策・方針決定過程における女性の参画は十分とはいえず、依然として、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は根強く残っています。このほか、配偶者等からの暴力の問題など様々な課題が存在しており、男女共同参画の取組を一層加速させていく必要があります。

また、少子高齢化の進展による人口減少社会の到来、単身世帯・ひとり親世帯の増加による家族形態の多様化など、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しており、これらに対応した取組も求められます。

このような状況等を踏まえ、後期(平成25年度～29年度)に向けて効果的に施策を展開するために、「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」を策定しました。

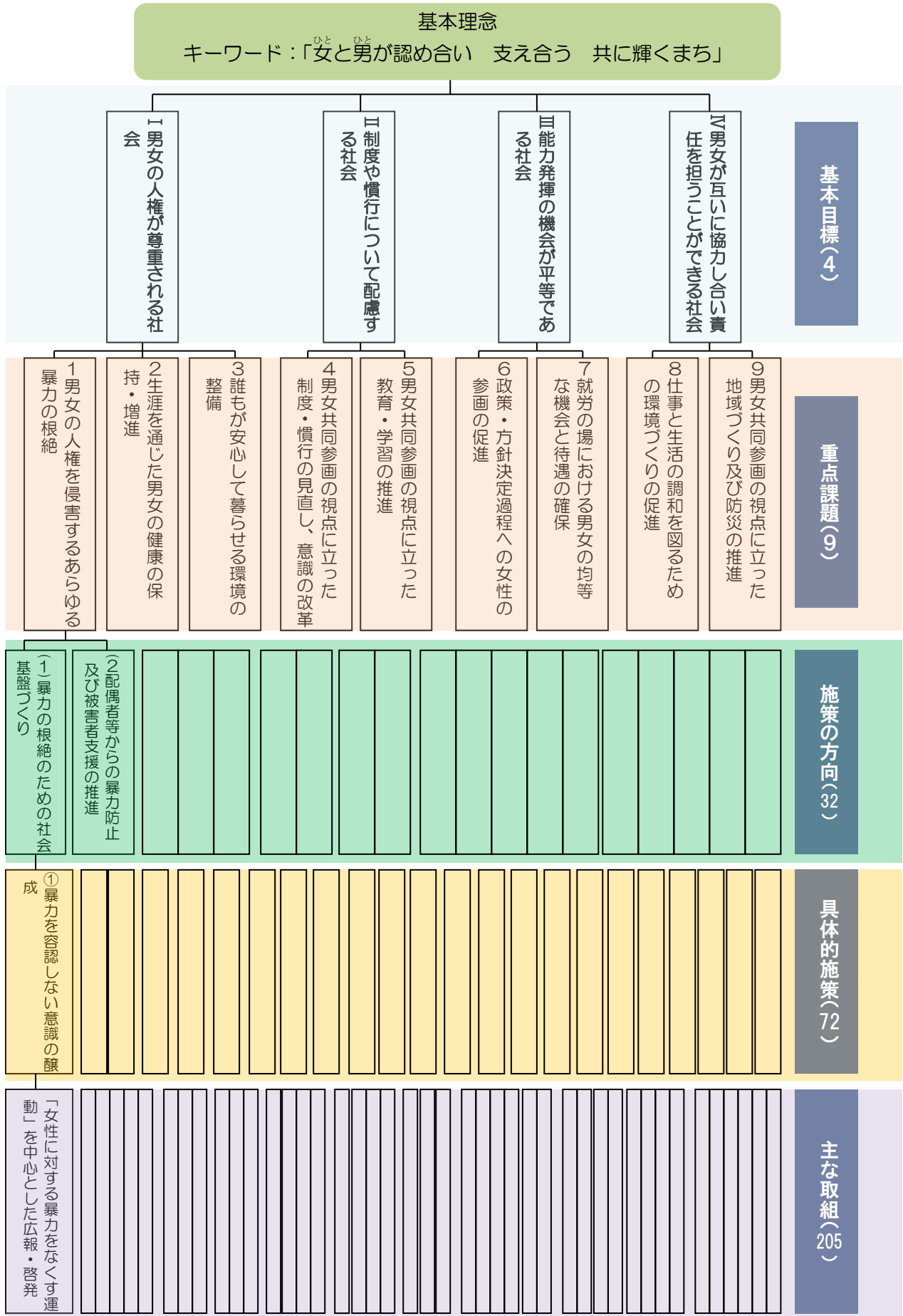
3 計画の性格(抜粋)

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項及び霧島市男女共同参画推進条例(平成24年条例第5号)第11条第1項の規定に基づく、男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画の「重点課題1 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」のうち、「施策の方向(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第2条の3第3項*に基づく「市町村基本計画」に相当する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」です。
- (3) この計画は、第一次霧島市総合計画後期基本計画に基づき、本市における男女共同参画の推進を目指すための個別具体の計画です。
- (4) この計画は、平成20年3月に策定した「霧島市男女共同参画計画」の成果を引き継ぎ策定しました。
- (5) この計画は、霧島市男女共同参画審議会の意見、男女共同参画に関する市民意識調査(平成23年度実施)及びパブリックコメントにおける意見等の結果を踏まえて策定しました。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度～29年度の5年間です。

5 計画の体系図



施策の方向（１）暴力の根絶のための社会基盤づくり

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会的認識の徹底等、暴力を根絶するための社会基盤づくりを推進します。

具体的施策

① 暴力を容認しない意識の醸成

関係機関等と連携して広報・啓発活動を実施し、暴力は決して許さないという意識の醸成を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
1	「女性に対する暴力をなくす運動*」を中心とした広報・啓発	企画政策課	
2	人権相談・女性の人権ホットライン*の周知・広報	市民課	
3	人権に関する啓発講演会等の開催	市民課	
4	人権啓発センターにおける人権に関する学習会の実施	市民課	
5	人権学習会等の開催	生涯学習課	
6	子どもに対する暴力根絶に向けた広報啓発	児童福祉課	新規掲載*
7	有害図書等の環境浄化活動の推進	生涯学習課	
8	メディア・リテラシー*向上のための学習機会の提供	メディアセンター	



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

*女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、実施されるものである。平成13年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

*女性の人権ホットライン

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話である。電話は最寄の法務局・地方法務局につながり、相談は女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が受け付ける。

*新規掲載

後期計画において新たに掲載した「主な取組」。

*メディア・リテラシー

メディア（新聞やテレビ、インターネットなどの情報）を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。（国の第3次男女共同参画基本計画）

② 若年層を対象とする暴力予防啓発

関係機関等と連携して、教育関係者、生徒・学生等を対象に研修会を実施するなど、交際相手間における暴力の防止に向けた取組を進めます。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、一人ひとりの人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
9	デートDV*防止のためのセミナー等の開催	企画政策課 生涯学習課	新規掲載

③ 暴力根絶に向けた防犯等の取組の促進

暴力の予防・防止の観点から、地域に密着した防犯活動等を実施します。

No	主な取組	所管課	備考
10	防犯灯、安全灯の整備	安心安全課	
11	防犯パトロール等の実施	安心安全課	

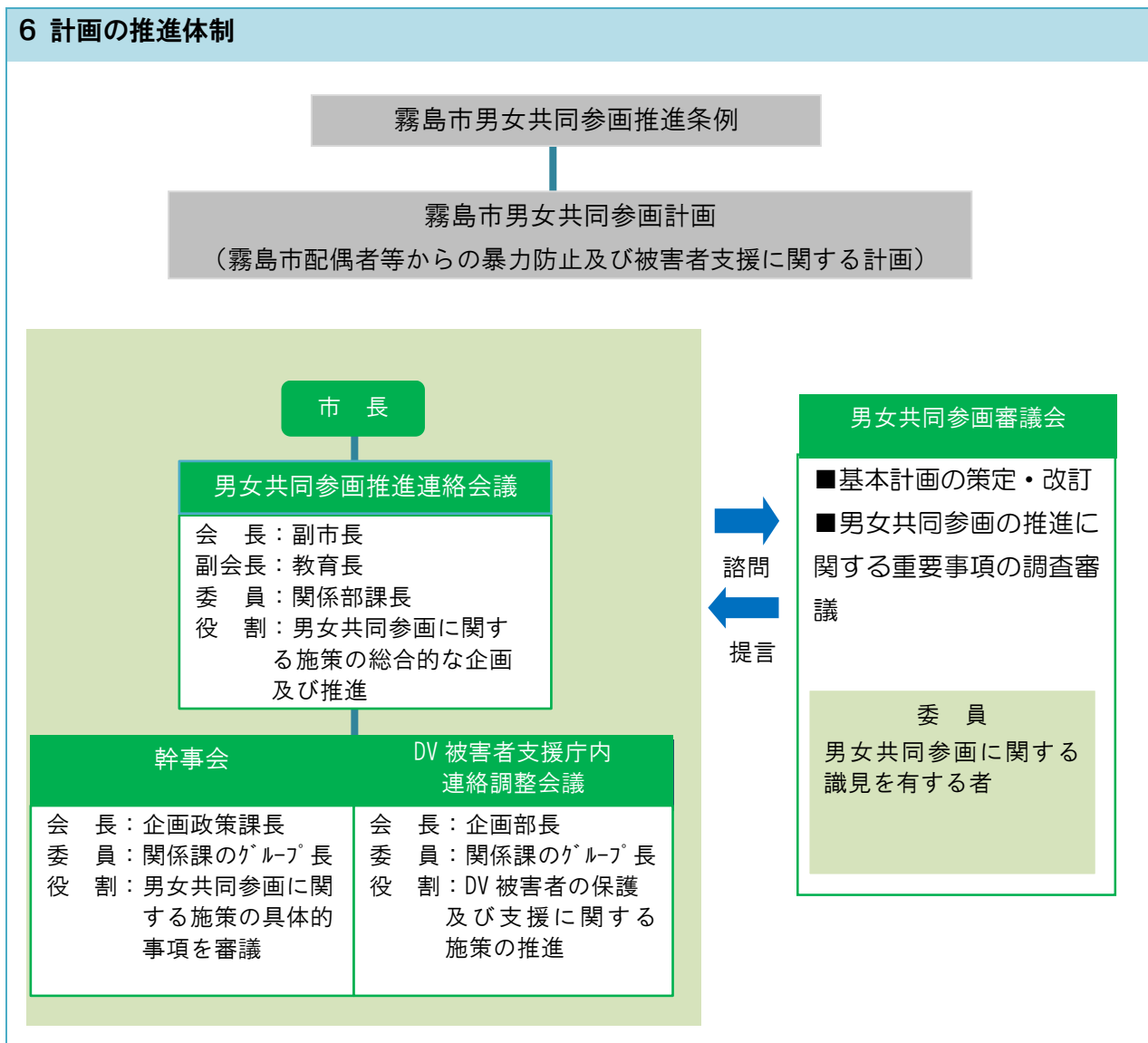


女性に対する暴力をなくす運動の様子
*パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。

*デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者からふるわれる暴力。

6 計画の推進体制



7 計画の進行管理

(1) 数値目標の設定

男女共同参画の推進に関してどの程度進んだのか検証するため、さらに、各分野における取組の推進力となるよう、重点課題ごとに数値目標を設定します。なお、目標数値のある指標については、推進状況に応じて数値を見直します。

重点課題1 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

No	設定項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
1	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	企画政策課	8.2%	23	6.6%	29
2	配偶者暴力防止法を知っている市民の割合	企画政策課	54.8%	23	80.0%	29
3	「女性のための無料相談」の認知度	企画政策課	28.3%	23	33.0%	29

重点課題2 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

No	設定項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
4	健診を受診した市民の割合	健康増進課	45.5%	23	60.0%	29
5	自殺者数	健康増進課	24人	23	減少させる	29
6	不妊治療助成件数	健康増進課	83人	23	85人	29
7	妊娠11週以内に妊娠届出を行った女性の割合	健康増進課	89.5%	23	100%	29
8	スポーツに親しんでいる市民の割合	保健体育課	61.9%	23	66.0%	29

重点課題3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

No	設定項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
9	社会参加を行っている高齢者の割合	長寿・障害福祉課	74.8%	22	85.0%	29
10	虐待通報件数	児童福祉課	52人	23	73人	29

重点課題4 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識の改革

No	設定項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
11	社会全体（霧島市）において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	企画政策課	29.7%	23	38.8%	29
12	「男性は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合	企画政策課	37.6%	23	36.0%	29
13	「霧島市男女共同参画推進条例」の認知度	企画政策課	—	23	27.0%	29

重点課題5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

No	設定項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
14	男女共同参画に関する講座等を実施した公立小中学校の割合	企画政策課	27.1%	23	75.0%	29
15	各種講座の応募者数	生涯学習課	5,766人	23	5,950人	29
16	男女共同参画関連事業への男性の参加率	企画政策課	20.5%	23	30.0%	29

重点課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

No	設定項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
17	附属機関等の委員に占める女性の割合	企画政策課	24.9%	23	40.0%	29
18	女性委員がいない附属機関等の数	企画政策課	6機関	23	0機関	29

重点課題7 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保

No	設定項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
19	「男女雇用機会均等法」の認知度	企画政策課	65.1%	23	83.0%	29
20	積極的改善措置に取り組む事業者の割合	企画政策課	—	23	40.0%	29
21	家族経営協定締結数	農政畜産課	75戸	23	87戸	29

重点課題8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

No	設定項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
22	ワーク・ライフ・バランスの認知度	企画政策課	22.4%	23	36.0%	29
23	男性の育児休業取得率	企画政策課	0.6%	23	増加させる	29
24	子育て支援施設の利用者数	児童福祉課	66,037人	23	69,000人	29
25	一時預かり延人数	児童福祉課	9,648人	23	9,700人	29
26	保育所入所者数	児童福祉課	2,932人	23	3,300人	29

重点課題9 男女共同参画の視点に立った地域づくり及び防災の推進

No	設定項目	担当課 (施策主管課)	現状値		目標値	
			数値	年度	数値	年度
27	自治会加入率	共生協働推進課	67.9%	23	70.0%	29
28	男女共同参画セミナーを実施した地区自治公民館の割合	企画政策課	11.2%	23	65.2%	29

(2) 年次報告の公表

男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を把握するため、霧島市男女共同参画推進条例第15条に基づき年次報告書を作成し、これを公表します。